

北海道宗谷総合振興局告示第1202号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべし船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和7年10月31日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべし船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほたてがい)	宗海共第11号共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日まで(ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。)	定めなし	総トン数10トン未満	ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	1. 許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。ただし、令和8年1月2日以降の許可にあっては、許可の日から令和8年12月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年1月1日から令和8年6月30日までとする。ただし、令和8年1月2日以降の認可にあっては、認可の日から6か月又は令和8年12月31日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (陸揚港) ○○港 ○○港 ○○港
同上	宗海共第14号共同漁業権漁場区域	同上	同上	総トン数15トン未満	同上	同上	
同上	宗海共第15号共同漁業権漁場区域	同上	同上	総トン数20トン未満	同上	同上	(2)○○(対象魚種)以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	宗海共第16号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第17号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第18号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい)	宗海共第1号共同漁業権漁場区域	1月1日から5月15日まで及び7月16日から12月31日まで(ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。)	同上	総トン数10トン未満	同上	同上	1. 許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。ただし、令和8年1月2日以降の許可にあっては、許可の日から令和8年12月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年1月1日から令和8年6月30日までとする。ただし、令和8年1月2日以降の認可にあっては、認可の日から6か月又は令和8年12月31日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (陸揚港) ○○港 ○○港 ○○港
同上	宗海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	(2)○○(対象魚種)以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3)ほたてがい採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (5)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	宗海共第4号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第5号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第6号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	同上	総トン数5トン未満	同上	同上	
同上	宗海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	

